

施策の紹介

「特定家庭用機器再商品化法」の概要

製造業者と小売業者に廃家電回収を義務化

家電製品の再商品化等（リサイクル）を定めた「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が平成十三年四月一日から施行されます。この法律により、廃家電のリサイクルについて、製造業者等及び小売業者に義務が課されることとなります。

使用済み家電製品の処理をめぐる課題

現在、一般家庭から排出される家電製品は、その約八割は小売業

者によって、残りの約二割は市町村によって回収されています。回収された後は、およそその半分が直接埋め立てされ、残りは破碎処理されますが、一部金属分の回収が行われている場合があるもの、ほとんどは廃棄されているのが現状となっています。また、破碎処理された残渣等を埋め立てる最終処分場は、近年、非常に逼迫している状況にあります。

社会を実現するための新しい再商品化の仕組みを規定した特定家庭用機器再商品化法が、平成十年五月に成立し、平成十三年四月一日から本格的に施行されることになりました。

法律の概要

1 目的

小売業者、製造業者等による家電製品等の廃棄物の収集、再商品化等に関する問題に対応するため、電製品等の廃棄物の処理を適正かつ円滑に実施するための措置を講じること

により、廃棄物の適正な處理及資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

2 対象機器

家電製品を中心とする家庭用機器から、

市町村等による再商品化等が困難であり、

再商品化等をする必要性が特に高く、設計、部品等の選択が再商品化



等に重要な影響があり、
配達品であることから小売業者
による収集が合理的である
ものを対象機器として政令で指定
することになります。
エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗
濯機については、前記の四条件を
満たすことから、平成十年十二月
にこれら四品目を当初の対象機器
として指定しました。

3 関係者の役割

(1) 製造業者及び輸入業者 (製造業者等)

引取り義務

製造業者等は、あらかじめ指
定した引取場所において、自ら
が製造等した対象機器の廃棄物
の引取りを求められたときは、
それを引き取ります。引取場所
については、対象機器の廃棄物
の再商品化等が能率的に行わ
れ、小売業者・市町村からの円
滑な引渡しが確保されるよう適
正に配置しなければなりません。
再商品化等実施義務

製造業者等は、引き取った対象
機器の廃棄物について、少なく

等を実施しなければなりません。
による収集が合理的である
ものを対象機器として政令で指定
することになります。
エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗
濯機

エアコン	六〇%
テレビ	五五%
冷蔵庫	五〇%
洗濯機	五〇%

(3) 消費者

また、製造業者等は、再商品
化等の実施の際に、エアコンと
冷蔵庫に含まれる冷媒用フロ
ン・代替フロンを回収して、再
利用又は破壊を行わなければな
りません。

(2) 小売業者

引取り義務

小売業者は、次に掲げる場合
において、排出者から対象機器
の廃棄物を引き取らなければな
りません。

- ア 自らが過去に小売販売をし
た対象機器の廃棄物の引取り
を求められたとき
- イ 対象機器の小売販売に際
し、同種の対象機器の廃棄物
の引取りを求められたとき

引渡し義務
小売業者は、対象機器の廃棄

とも以下の基準以上の再商品化
等を実施しなければなりません。
その対象機器の製造業者等（そ
れが明らかでないときは指定法人）
に引き渡さなければなりません。

消費者は、対象機器の廃棄物の
再商品化等が確実に実施されるよ
う小売業者に適切に引き渡し、収
集・再商品化等に関する料金の支
払いに応ずる等本法に定める措
置に協力することとなっています。

(4) 市町村

市町村は、その収集した対象機
器の廃棄物を製造業者等（又は指
定法人）に引き渡すことができま
す（ただし、自ら再商品化等を行
うことも可能）。

4 費用請求

製造業者等は、対象機器の廃棄
物を引き取るときは、引取りを
求めた者に対し、その対象機器
の廃棄物の再商品化等に関する
料金を請求することができます。
平成十二年九月に、松下電器産
業株式会社、(株)東芝、(株)日立製作

物を引き取ったときは、中古品
として再利用する場合を除き、
小売業者は、対象機器の廃棄物
を引き取るときは、中古品とし
て再利用する場合を除き、排出
者に対しその対象機器の廃棄物
の収集及び製造業者等による再
商品化等に関する料金を請求す
ることができます。

(通商産業省)



所 (株)三洋電機株式会社
シャープ株式会社
富士通ゼネラル及び日本ビクタ
ー(株)から前記再商品化等に関
する料金が以下のとおり発表さ
れました。

エアコン	三千五百円
テレビ	一千七百円
冷蔵庫	四千六百円
洗濯機	一千四百円

所 (株)三洋電機株式会社
シャープ株式会社
富士通ゼネラル及び日本ビクタ
ー(株)から前記再商品化等に関
する料金が以下のとおり発表さ
れました。